

令和2年8月27日

令和2年第4回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第42号	令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第43号	令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第44号	令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第45号	令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第46号	令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第47号	令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第48号	令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第49号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	8
議案第50号	宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第51号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例について	15
議案第52号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第53号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第54号	第5次宮代町総合計画について	21
議案第55号	指定管理者の指定について	22
議案第56号	指定管理者の指定について	23
議案第57号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	24
議案第58号	令和2年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	25
議案第59号	令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	26
議案第60号	令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	27

議案番号	件名	頁
議案第61号	令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	28
議案第62号	令和2年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	29
議案第63号	令和2年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について	30

議案第42号

令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計107億7,712万6,216円、歳出合計102億2,754万8,827円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計39億260万6,992円、歳出合計37億7,737万8,688円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計30億550万1,957円、歳出合計28億4,451万4,176円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計4億9,916万1,988円、歳出合計4億9,320万868円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計8億8,871万6,308円、歳出合計7億9,709万5,213円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,833万3,819円、歳出合計5,099万4,317円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び令和元年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金2億9,909万3,952円のうち、1億9,574万1,812円を資本金に、1億335万2,140円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和元年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億8,354万1,139円（税抜き）、収益的支出6億8,018万8,999円（税抜き）、資本的収入3,464万5,919円（税込み）、資本的支出4億7,324万7,619円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第3号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第2条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改

め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宮代町税条例第24条第1項第3号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項及び第17条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (2) 第2条中宮代町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第

23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第50号

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

自家用自動車を公務で使用した場合の旅費の支給について規定の整備をするため、宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（自家用自動車使用の場合の旅費）

第15条の2 職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車（任命権者が定めるところにより登録を受けた自家用自動車に限る。）を使用して旅行をしたときは、当該旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。

2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条第1項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき18円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮代町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第51号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例について

宮代町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、宮代町手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例

宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第46号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項第2号及び第3号中「及び第11号」を削り、同項第4号中「第22号から第25号まで」を「第21号から第24号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第1項第4号中「母子及び」の次に「父子並びに」を加え、「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び令和元年 5 月 3 1 日に公布された当該基準に係る内閣府令の誤りについての訂正手続きが行われたことから、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年宮代町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特定教育・保育施設は」を「特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は」に改める。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」に改める。

第36条第3項中「「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第42条第4項中「、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「、次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。））」に改める。

第50条第1項中「第11条中「教育・保育給付認定子ども」の次に「について」を、「以下この節において同じ。）」の次に「について」を加え、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」の次に「において」を加え、「特定教育・保育提供証明証」を「特定教育・保育提供証明書」に、「特定地域型保育提供証明証」を「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第52条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

第5次宮代町総合計画について

第5次宮代町総合計画を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

第5次宮代町総合計画を策定するため、宮代町総合計画の議決に関する条例第3条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第55号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	施 設 の 所 在 地
宮代町福祉交流センター陽だまりサロン	宮代町字百間1105番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目8番25号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町福祉交流センター陽だまりサロンの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	施 設 の 所 在 地
宮代町立図書館	宮代町字百間1139番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 株式会社 図書館流通センター

団体の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

宮代町立図書館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 吉 澤 久 美 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和2年8月27日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現教育委員会の委員の吉澤久美子氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

令和2年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について

令和2年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正並びに前年度決算額の確定に伴う決算剰余金の積立等に伴い、令和2年度宮代町一般会計予算に4億4,405万5,000円を追加し、総額を151億4,410万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第59号

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人件費補正、前年度決算剰余金の精算に伴い、令和2年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億2,641万4,000円を追加し、総額を37億6,345万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第60号

令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和2年度宮代町介護保険特別会計予算に1億7,420万2,000円を追加し、総額を34億1,230万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第61号

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、税制改正に伴うシステム改修、前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に722万8,000円を追加し、総額を5億4,661万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第62号

令和2年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の人事異動に伴い、令和2年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち、営業費用を104万4,000円を追加し、総額を7億7,584万4,000円とするとともに、収益的収入において所要の補正を行うことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第63号

令和2年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年8月27日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

予算の組替え及び令和元年度決算の確定に伴い、令和2年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入を835万9,000円減額し、総額を11億4,516万2,000円とするとともに、収益的支出を2,074万6,000円減額し、総額を11億3,033万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。